

# 熊本県 労働委員会年報

令和5年版  
(2023年版)



熊本県労働委員会事務局



## ま え が き

労働委員会は、労働組合法に基づき昭和 21 年（1946 年）3 月に集団的労使紛争を解決するための行政委員会として設置されました。

以来、不当労働行為の審査、労働争議の調整、さらに個別労働関係紛争のあっせんを中心に労使間の紛争に関わり、労使関係の安定のための重要な役割を果たしてきました。

本県労働委員会では、労働問題に深い知見を有した、公益、労働者、使用者を代表する委員の三者構成という特色を活かし、関係機関との連携を図りながら、丁寧かつ迅速に、労使双方が納得のいく紛争解決を目指して取組みを進めております。

この年報は本県労働委員会の令和 5 年（2023 年）1 月から 12 月までの活動状況を取りまとめたものです。本誌により、県民の皆様に労働委員会の活動についての御理解を深めていただくとともに、今後の労使問題解決の一助となれば幸いです。

令和 6 年（2024 年）3 月

熊本県労働委員会事務局長



# 目 次

第1章 県内の経済・労働情勢の概要	1
第2章 労働委員会の概要	3
第1節 委員	4
第2節 あっせん員候補者	6
第3節 事務局	7
第3章 不当労働行為の審査	8
第1節 不当労働行為事件取扱いの概要	9
第2節 不当労働行為事件の概要	11
第3節 物件提出命令及び証人等出頭命令	12
第4節 再審査事件	12
第5節 行政訴訟事件	12
第4章 労働争議の調整	13
第1節 調整事件取扱いの概要	13
第2節 調整事件取扱状況一覧表	15
第3節 争議行為の予告通知及び発生届	15
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	17
第1節 個別労働関係紛争のあっせん取扱いの概要	17
第2節 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況一覧表	22
第6章 労働組合の資格審査	24
第1節 労働組合資格審査の概要	24
第2節 労働組合資格審査状況一覧表	25
第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示	26
第8章 労働委員会の会議等	27
第1節 会議	27
1 総会	27
2 公益委員会議	33
3 連絡協議会、連絡会議等	36
第2節 労働判例研究会	45
第3節 個別労働関係紛争処理制度の周知	46
第4節 委員による出前講座	48
資 料	
1 年別不当労働行為事件取扱件数	50
2 年別調整事件取扱件数	52
3 年別個別労働関係紛争のあっせん取扱件数	57
4 年別労働組合資格審査処理件数	58



# 第1章 県内の経済・労働情勢の概要

## 1 経済情勢

熊本県内の景気は、緩やかに回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要がある。

雇用・所得情勢をみると、改善の動きがみられている。

[ 日本銀行熊本支店 2023 年 12 月 13 日付「熊本県の金融経済概観」から抜粋 ]

## 2 有効求人倍率・完全失業率の推移

		R4年度	R5年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人倍率	熊本県	1.42	1.37	1.33	1.33	1.30	1.30	1.29	1.27	1.26	1.27
	全国	1.31	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.28	1.27
全国完全失業率(%)		2.6	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4

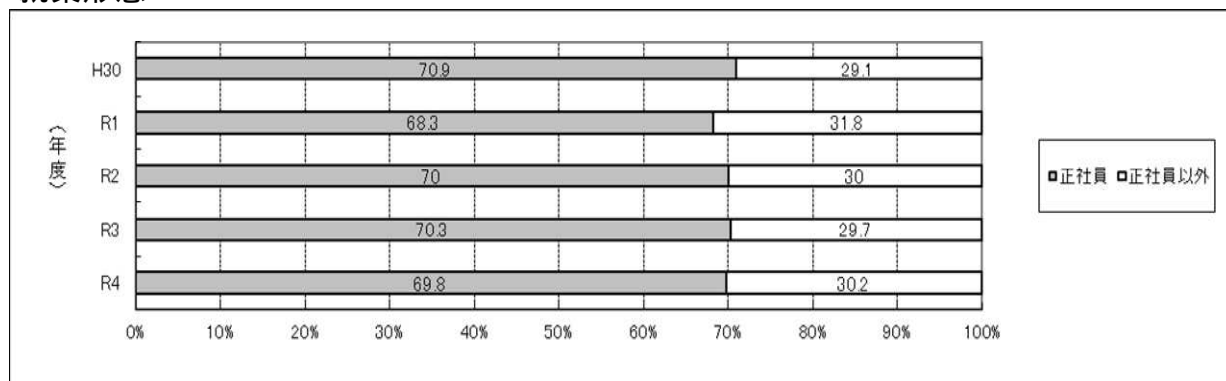
[ 熊本労働局「一般職業紹介状況」、総務省統計局「労働力調査」 ]

## 3 県内の令和6年3月高校新卒者の就職内定率（令和5年12月末現在）

	男女計	男子	女子
就職内定率	88.0%	89.9%	85.0%
対前年同期比	-1.5	-0.6	-3.0

[ 熊本労働局「県内新規高等学校卒業予定者の職業紹介状況」 ]

## 4 就業形態



[ 熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査報告書」 ]

## 5 労働組合の組織状況

	R4年	R5年	増減
労働組合数	641	626	-15
労働組合員数	75,047人	74,346人	-701人
推定組織率(労働組合員数/雇業者数)	10.6%	10.4%	-0.2%

[ 熊本県労働雇用創生課「熊本県労働組合基礎調査」 ]

## 6 労働相談の状況

本県では、「熊本県しごと相談・支援センター」において労働相談を実施しており、労働者、使用者双方からの様々な労働問題に関する相談に対し、労働法規や判例の情報提供、その他相談者が自主的に問題解決を図ることができるよう助言を行っている。

令和5年（2023年）の相談件数は862件で、相談内容は、賃金や退職などの労働条件に関するものが最も多い。

[ 熊本県しごと相談・支援センター調べ ]

## 7 本県の最低賃金

地域別	最低賃金額（時間額）	効力発生日
熊本県最低賃金	898円	R5.10.8

特定（産業別）	最低賃金額（時間額）	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	R5.12.15
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	965円	R5.12.15
百貨店、総合スーパー	898円	R5.10.8

[ 熊本労働局 ]



## 第2章 労働委員会の概要

都道府県労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定により設置されている行政委員会であり、地方自治法第180条の5に規定する都道府県の執行機関である。

主な業務は、不当労働行為の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働組合の資格審査などである。また、本県においては、個別労働関係紛争のあっせんについて、平成15年度（2003年度）から知事の委任を受けて労働委員会が実施している。

令和5年(2023年)における各業務の取扱件数は次のとおりである。

### ア 不当労働行為の審査

単位：件

取扱件数			終結件数				翌年繰越
前年繰越	新規申立	計	命令・決定	和解	取下げ	計	
1	0	1	0	0	0	0	1

### イ 労働争議の調整

単位：件

区分	取扱件数			終結件数				翌年繰越
	前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り・不調	計	
あっせん	0	0	0	0	0	0	0	0

### ウ 個別労働関係紛争のあっせん

単位：件

取扱件数			終結件数					翌年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
1	7	8	2	5	0	0	7	1

### エ 労働組合の資格審査

単位：件

取扱件数			終結件数					翌年繰越
前年繰越	新規申請	計	適合	不適合	打切り	取下げ	計	
1	2	3	2	0	0	0	2	1

## 第1節 委員

労働委員会は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者各同数の委員で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。委員の任期は2年である。なお、会長及び会長代理は、公益委員の中から全委員の選挙により選出される。

当委員会においては、各委員5人の計15人で構成されており、令和5年（2023年）は第48期の委員により運営された。その名簿は次のとおりである。

第48期 熊本県労働委員会委員名簿（任期 令和4.7.1～）

（令和5年12月末現在）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	渡辺 絵美	弁護士	46期～
	村田 晃一	弁護士	47期～
	山村 康一	弁護士	47期～
	坂田 敦子	尚絅大学生活科学部教授	48期～
	紺屋 博昭	熊本大学大学院人文社会科学部教授	48期～
労働者委員	矢野 良輔	交通労連熊本県支部支部委員長	46期～
	山野 雄一郎	運輸労連熊本県連合会執行委員長	46期～
	木村 光伸	自治労熊本県本部執行委員長	48期～
	小材 和博	電機連合熊本地方協議会議長	48期～
	園田 立児	熊本県電力総連会長	48期～
使用者委員	徳村 昌司	肥銀オフィスビジネス株式会社代表取締役社長	46期～
	池田 美香	株式会社池田紙器工業取締役総務部長	46期～
	岩永 秀則	熊本県経営者協会専務理事	47期～
	坂本 ミオ	株式会社CSプランニング取締役	48期～
	松内 隆典	株式会社熊本放送取締役ラジオ局長	48期～

（注） 会長、 会長代理

## 第2節 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定等に基づき、労働争議のあっせんに当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱する。また、個別労働関係紛争のあっせん員については、当該あっせん員候補者に委嘱することになっている。

当委員会では、委員、当委員会事務局職員（事務局長、審査調整課長）に委嘱しており、令和5年（2023年）12月末日現在のあっせん員候補者は次のとおりである。

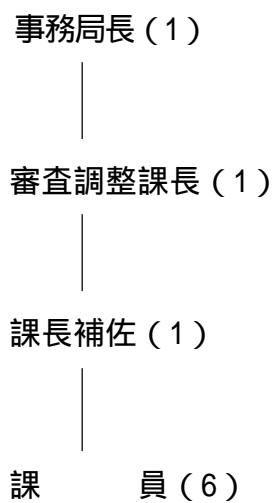
氏名	現職
渡辺 絵美	熊本県労働委員会 公益委員
村田 晃一	〃
山村 康一	〃
坂田 敦子	〃
紺屋 博昭	〃
矢野 良輔	熊本県労働委員会 労働者委員
山野 雄一朗	〃
木村 光伸	〃
小材 和博	〃
園田 立児	〃
徳村 昌司	熊本県労働委員会 使用者委員
池田 美香	〃
岩永 秀則	〃
坂本 ミ才	〃
松内 隆典	〃
吉野 昇治	熊本県労働委員会事務局長
守屋 芳裕	熊本県労働委員会事務局審査調整課長

### 第3節 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により、事務を整理するために事務局が置かれている。

事務局の組織は、会長の同意を得て知事が定め、職員については、会長の同意を得て知事の任命により事務局長以下必要な職員が配置される。当委員会の事務局には、審査調整課があり、事務局長以下9人の職員が配置されている。

#### 組 織

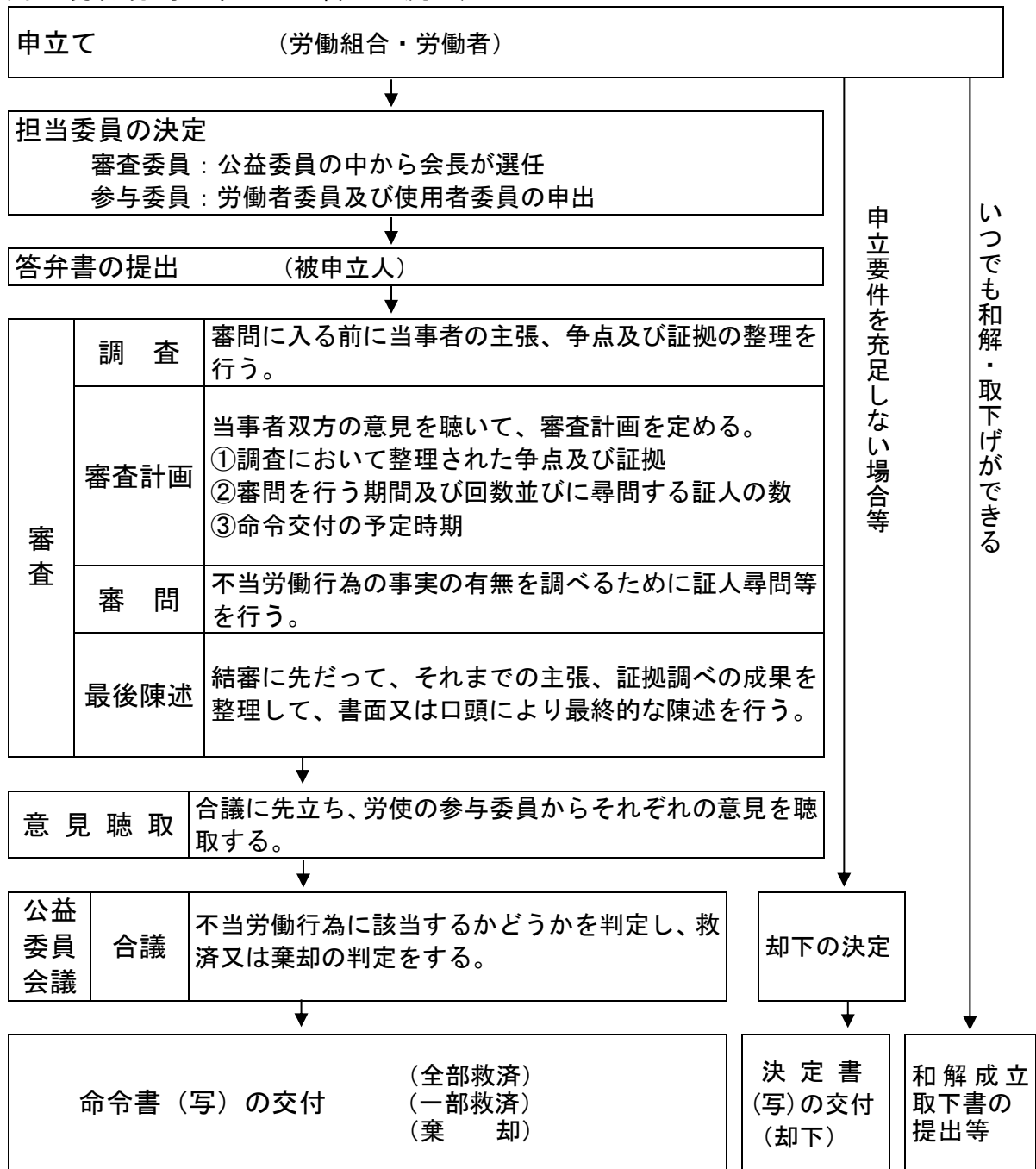


### 第3章 不当労働行為の審査

労働組合又は労働者は、使用者が労働組合法第7条各号に掲げる不当労働行為（組合員の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、労働組合の運営への支配介入等）を行ったときは、その旨の申立てを行い、救済を求めることができる。

これにより、労働委員会はその事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令を発する。

#### 〈不当労働行為の申立てと審査の流れ〉



## 第1節 不当労働行為事件取扱いの概要

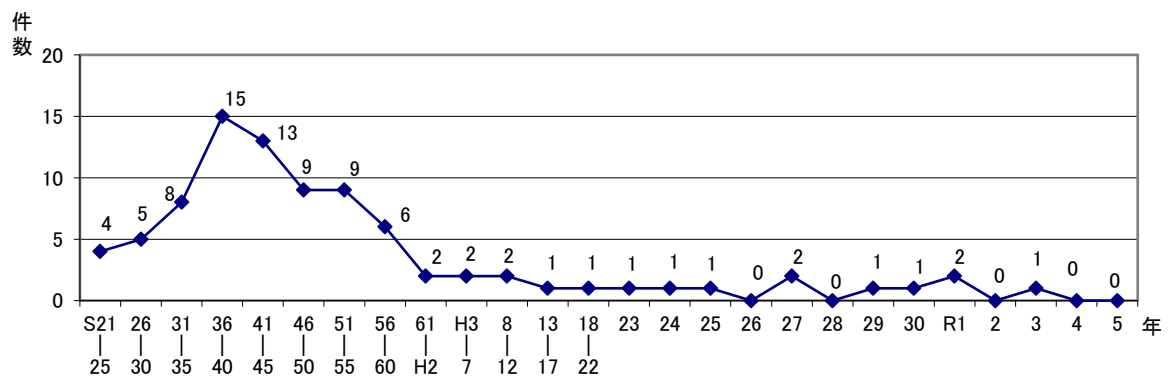
令和5年（2023年）中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件数は1件であった。

### 1 取扱い状況

（単位：件）

区分		年	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
取扱 件数	前年からの繰越			1		1	1
	新規申立		2		1		
	取扱計		2	1	1	1	1
終 結 件 数	移送						
	取 下 げ ・ 和 解	取下げ					
		無関与和解					
		関与和解		1	1		
		小計		1	1		
	命 令 ・ 決 定	全部救済					
		一部救済					
		棄却					
		却下					
		小計					
終結計		1	1				
次 年 繰 越		1	1	1	1	1	
終結事件の平均処理日数			209日	644日	—	—	—

### 2 新規申立件数の推移



※平成22年までは、5年ごとの平均値

### 3 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別の申立件数は、次のとおりである。 (単位：件)

申立人	年	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
	組合員 (単独)					
組合 (単独)		2 (1)		1 (1)		
組合及び組合員						
組合及び上部組合						
計		2 (1)		1 (1)		

(注) ( ) 内は、合同労組の件数で、内数である。

### 4 令和5年(2023年)の審査の目標期間の達成状況等

労働組合法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況等を公表することになっている。

令和5年(2023年)の状況は次のとおり。

#### (1) 審査の目標期間

申立てから命令書交付までの目標期間を1年としている。

#### (2) 目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

事件番号	業種	申立 年月日	処 理 日 数	申立事項	終結状況	調査・審問 の回数
		終結 年月日				
令和3年 (不) 第1号	サー ビス	R3.9.10	—	①組合員であるが故の不利益 取扱いを行った組合員に対 する謝罪及び給与・賞与・期 末手当の減額分支払い、通常 どおりのベースアップ額の 回復を行うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪を 行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を行 うこと。 ④ポストノーティスを実施す ること。	令和6年に 繰越	調査 申立人 11回 被申立人 8回 審問1回
		—				



## 第2節 不当労働行為事件の概要

### ○ 令和3年（不）第1号事件

申立人	X労働組合（合同労組）		組合員数	115人
被申立人	Y（サービス）		従業員数	119人
申立日	令和3年9月10日	調査・審問の回数	調査：申立人11回、被申立人8回 審問：1回	
請求する 救済内容	①組合員であるが故の不利益取扱いを行った組合員に対する謝罪及び給与・賞与・期末手当の減額分支払い、通常どおりのベースアップ額の回復を行うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪を行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を行うこと。 ④ポストノーティスを実施すること。			
	労働組合法第7条 該当号	1号（不利益取扱い）、2号（団交拒否・不誠実団交）、 3号（支配介入）		
審査 状況	R3. 9. 10	申立て		
	R3. 11. 22	申立人第1回調査、被申立人第1回調査		
	R3. 12. 13	申立人第2回調査、被申立人第2回調査		
	R4. 2. 2	申立人第3回調査、被申立人第3回調査		
	R4. 3. 18	申立人第4回調査、被申立人第4回調査		
	R4. 6. 21	申立人第5回調査		
	R4. 8. 8	申立人第6回調査、被申立人第5回調査		
	R4. 10. 11	申立人第7回調査		
	R4. 12. 9	申立人第8回調査		
	R5. 2. 6	申立人第9回調査、被申立人第6回調査		
	R5. 4. 18	申立人第10回調査、被申立人第7回調査		
	R5. 5. 29	申立人第11回調査、被申立人第8回調査		
	R5. 11. 20	第1回審問		
	計	調査回数 申立人：11回 被申立人：8回	審問回数：1回	証人等延数：4人

### **第3節 物件提出命令及び証人等出頭命令**

令和5年（2023年）該当事件なし

### **第4節 再審査事件**

令和5年（2023年）該当事件なし

### **第5節 行政訴訟事件**

令和5年（2023年）該当事件なし

## 第4章 労働争議の調整

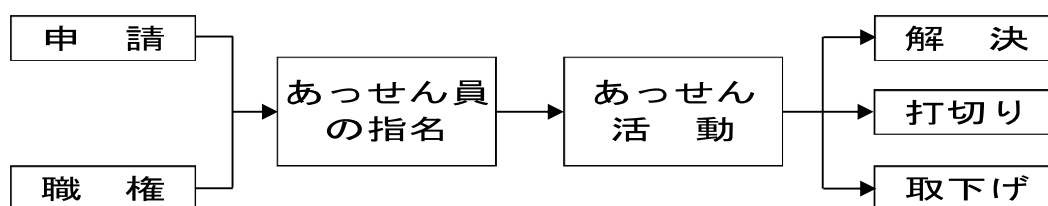
労働争議(集団的労使紛争)の調整とは、労働条件に係る団体交渉の不应諾や停滞等、労使間の紛争について、当事者間では自主的な解決が困難であるときに、当事者の一方又は双方の申請に基づき若しくは労働委員会の職権により、紛争解決のために適切な助力をするものである。

労働関係調整法に基づいて行うもので、調整の方法には「あっせん」、「調停」及び「仲裁」がある。

### 第1節 調整事件取扱いの概要

令和5年(2023年)中に当委員会で取り扱った調整事件はなかった。

あっせんの流れ



#### 1 取扱い状況

(単位：件)

区分		年	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
取 扱 件 数	前年繰越		1	1	1		
	新規		1	1			
	計		2	2	1	0	0
終 結 状 況	解決		1		1		
	取下げ			1			
	打切り・不調						
	計		1	1	1	0	0
	平均調整回数		3回	0回	5回	0回	0回
	平均所要日数		89.0日	69.0日	350.0日	0日	0日
	解決率		100%	0%	100%	0%	0%
翌年への繰越			1	1			

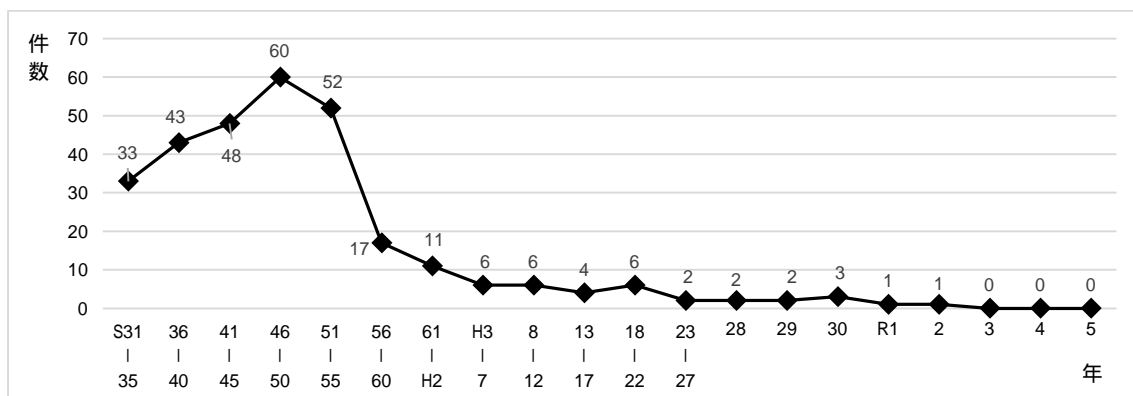
(注)1 「解決」は、労働委員会のあっせん活動が影響を及ぼしたと認められる自主解決に伴う取下げを含む。

2 平均調整回数は、その年に終結した事件について、終結事件の総調整回数 / (終結事件数 - あっせん等未開催事件数) により算出した。

3 平均所要日数は、その年に終結した事件について、あっせん員指名日(当日含む)から終結日(当日含む)までの日数を平均したものである。

4 解決率は、終結事件の解決件数 / (終結事件数 - 取下件数) × 100により算出した。

## 2 新規申請件数の推移



平成 27 年度までは 5 年ごとの年平均値

## 3 企業規模別件数（新規申請のみ）

企業規模(従業員数)	年				
	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
29人以下		1			
30～99人					
100～499人	1				
500～999人					
1,000人以上					
計	1	1	0	0	0

## 4 業種分類別件数（新規申請のみ）

業種分類	年	業種分類				
		H31(R1)	R2	R3	R4	R5
建設業	D					
製造業	E					
情報通信業	G					
運輸業，郵便業	H	1				
卸売業，小売業	I					
学術研究，専門・技術サービス業	L					
宿泊業，飲食サービス業	M					
生活関連サービス業，娯楽業	N					
教育，学習支援業	O					
医療，福祉	P					
複合サービス事業	Q					
サービス業	R		1			
公務	S					
その他	A～C、F、J、K、T					
計		1	1	0	0	0

業種分類及び分類記号 A～T は、中労委による分類に準拠

## 5 調整事項別件数（新規申請のみ）

調整事項	年	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	主たる 事項	計
賃金等	d ~ i		1					1
賃金増額	d							
一時金	e							
諸手当	f		1					1
退職一時金・年金	h							
その他	gi							
給与以外の労働条件	j ~ n							
労働時間	j							
定年制	m							
その他	kl n							
経営又は人事	o ~ t							
人員整理	q							
配置転換	r							
解雇	s							
その他	opt							
団交促進	v	1						1
その他	abcuw x	1						1
合計		2	1	0	0	0	0	3

複数の調整事項を有する調整事件があるため、事件数とは一致しない場合がある（「主たる事項」欄は事件数と一致）。

a ~ x は、中労委による調整事項分類記号

### 第2節 調整事件取扱状況一覧表

令和5年(2023年)該当事件なし

### 第3節 争議行為の予告通知及び発生届

公益事業の関係当事者が争議行為をしようとする場合、労働関係調整法第37条の規定により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は県知事にその旨を通知しなければならない。なお、同法第8条に掲げる公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業である。

なお、争議行為が発生した場合は、同法第9条の規定により、当事者は直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事に届け出なければならない。

### 争議行為の予告通知

通知先	事業	運輸事業	郵便、信書 便又は電気 通信の事業	水道、電気 又はガスの 供給の事業	医療又は 公衆衛生 の事業	計
熊本県労働委員会 会長、熊本県知事					2	2
計					2	2

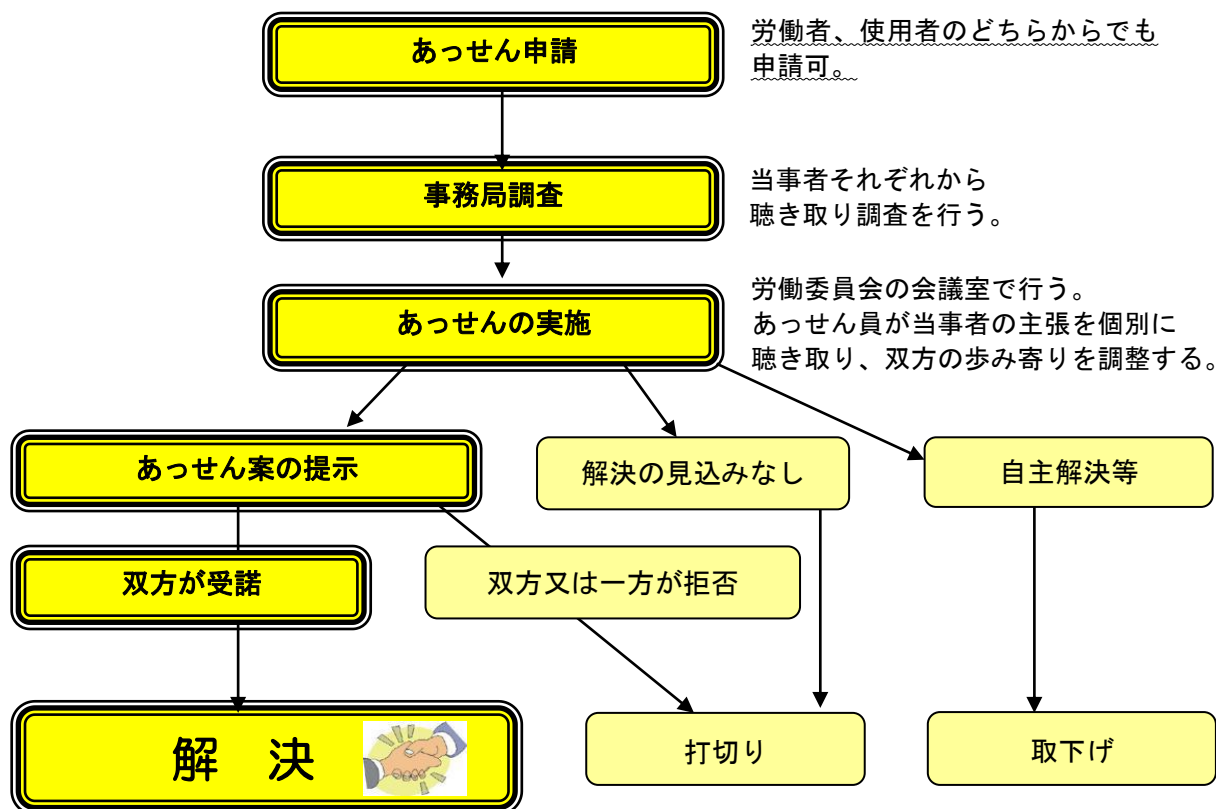
該当年に争議行為予告通知日が属する件数を計上

## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争のあっせんとは、労働者個人と使用者との間の労働関係に関する紛争について、自主的な解決が困難な場合、紛争当事者からの申請に基づき、労働委員会があっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的とした制度である。

平成13年（2001年）10月1日、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行により、地方公共団体が、当該紛争の防止・解決に取り組む法的根拠が明らかになった。その後、平成15年（2003年）4月1日、熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則が定められ、平成15年度（2003年度）から知事の委任を受けて、当委員会があっせん業務を実施している。

### 〈あっせんの流れ〉



### 第1節 個別労働関係紛争のあっせん取扱いの概要

令和5年（2023年）中に当委員会でも取り扱った個別労働関係紛争のあつせん件数は、前年からの繰越が1件、新規申請が7件であった。

新規申請における、あつせん事項は、経営又は人事に関するものが3件、賃金等に関するものが3件、労働条件等に関するものが2件、職場の人間関係に関する

ることが1件、その他が4件であった。

## 1 取扱い状況

(単位：件)

区分		年	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
		取扱件数	前年繰越	1	2		
	新規	5	5	4	9	7	
	計	6	7	4	9	8	
終 結 状 況	解決	1	3	1		2	
	打切り (うち、あっせん不参加)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	8 (6)	5 (3)	
	取下げ	1					
	不開始						
	計	4	7	4	8	7	
	平均あっせん回数	1.0回	2.7回	1.0回	1.0回	1.0回	
	平均所要日数	29.0日	68.6日	97.3日	45.1日	57.1日	
	解決率	33.3%	42.9%	25.0%	0.0%	28.6%	
翌年への繰越		2			1	1	

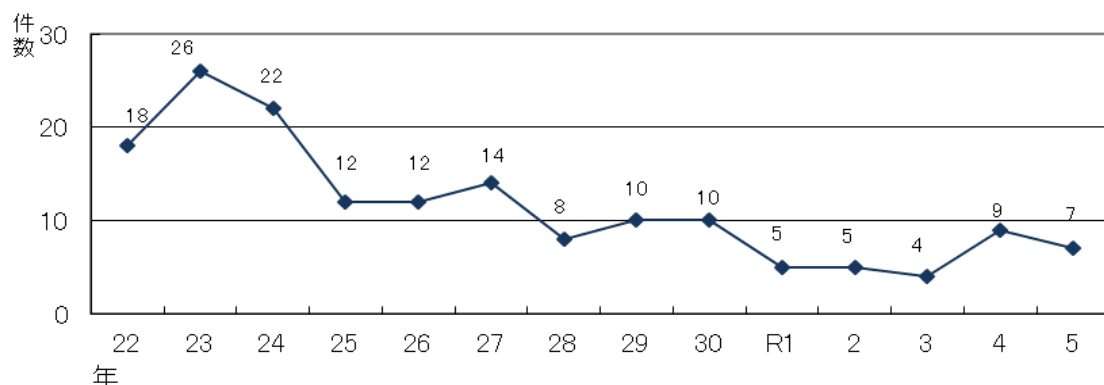
(注)1 「解決」は、あっせん活動が何らかの影響を及ぼしたと認められる自主解決に伴う取下げを含む。

2 平均あっせん回数は、その年に終結した事案について、終結事案の総あっせん回数 / (終結事案数 - あっせん未開催事案数) により算出した。

3 平均所要日数は、その年に終結した事案について、申請書受理日(当日含む)から終結日(当日含む)までの日数を平均したものである。

4 解決率は、終結事案の解決件数 / (終結事案数 - 取下げ件数) × 100により算出した。

## 2 新規申請件数の推移





### 3 紛争内容別件数（新規申請のみ）

紛争内容	年	H31	R2	R3	R4	R5	主な内容	計
		(R1)						
<b>経営又は人事</b>	<b>ア~キ</b>	<b>6</b>	<b>2</b>		<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>13</b>
解雇	ア	3	1		1	2	2	7
配置転換、出向・転籍	イ					1	1	1
復職	ウ							
懲戒処分	エ	2						2
退職	オ		1		1			2
勤務延長、再雇用	カ							
その他経営又は人事	キ	1						1
<b>賃金等</b>	<b>ク~チ</b>		<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>9</b>
賃金未払	ク		1	1	3	3	2	8
賃金増額	ケ							
賃銀減額	コ							
一時金	サ							
退職一時金	シ							
解雇手当	ス							
休業手当	セ		1					1
諸手当	ソ							
その他賃金	タ							
年金	チ							
<b>労働条件等</b>	<b>ツ~フ</b>		<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>2</b>		<b>8</b>
労働契約	ツ		1					1
労働時間	テ							
休日・休暇	ト			1				1
年次有給休暇	ナ			2		1		3
育児・介護休業	ニ							
時間外労働	ヌ							
安全・衛生	ネ			1	1			2
福利厚生制度	ノ							
社会保険	ハ							
労働保険	ヒ					1		1
その他の労働条件等	フ							
<b>職場の人間関係</b>	<b>ヘ~ホ</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>1</b>		<b>15</b>
セクハラ	ヘ		2					2
パワハラ・嫌がらせ	ホ	2	2	2	6	1		13
<b>その他</b>	<b>マ</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>7</b>
その他	マ	1	1		1	4	2	7
<b>合計</b>		<b>9</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>52</b>

※ 複数のあつせん事項を有する申請があるため、あつせん申請件数とは一致しない(「主な内容」欄はあつせん申請件数と一致)。

※ア～マは、中労委による紛争内容分類記号

#### 4 月別新規申請状況

月 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
H31 (R1)					1					3	1		5
R2			2	1	1			1					5
R3			1		1		2						4
R4	2		1		2	2	1		1				9
R5							2	1		2	2		7
計	2		4	1	5	2	5	2	1	5	3		30

#### 5 申請者の労使別、雇用形態別件数 (新規申請のみ)

区分 年	申請者		雇用形態				計
	労働者	使用者	正社員	パート職員 ・アルバイト	派遣労働者 ・契約社員	その他	
H31 (R1)	5		5				5
R2	5		3		2		5
R3	4		2	2			4
R4	8	1	7		2		9
R5	6	1	5	2			7
計	28	2	22	4	4		30

#### 6 企業規模別申請件数

規模 年	9人 以下	10人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 299人	300人～ 499人	500人 以上	不明	計
H31 (R1)		2	1	2				5
R2		1	1	2			1	5
R3		2	1			1		4
R4	1	2	2	2	2			9
R5	2	2	1		2			7
計	3	9	6	6	4	1	1	30

## 7 業種分類別件数（新規申請のみ）

業種分類		年	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
建設業		D					
製造業		E					
情報通信業		G					
運輸業，郵便業		H				1	1
卸売業，小売業		I			1		1
学術研究，専門・技術サービス業		L	2	1	1		
宿泊業，飲食サービス業		M					
生活関連サービス業，娯楽業		N					
教育，学習支援業		O				2	
医療，福祉		P	1	2	1	1	1
複合サービス事業		Q					
サービス業		R	1	1		4	4
公務		S					
その他	A～C、F、J、K、T		1	1	1	1	
計			5	5	4	9	7

※業種分類及び分類記号A～Tは、中労委による分類に準拠

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況一覧表

事件番号	申請者	雇用形態	業種	申請受付日 終結日	所要日数	あっせん回数	終結区分	事件の概要
4 (個) 9	使用者	正社員	医療・福祉	R4. 9. 29 R5. 2. 9	134	1	解決	元従業員の解雇に関する問題(解雇予告手当、未払賃金など)の解決を求めて申請された。 双方が求める解決金額に開きがあったが、あっせん員が粘り強く調整を続けた結果、双方ともあっせん案に合意し、解決した。
5 (個) 1	労働者	正社員	サービス業(他に分類されないもの)	R5. 7. 21 R5. 8. 22	33	0	打切 (あっせん不参加)	在職中に会社から身に覚えのない嫌疑をかけられた理由の説明や精神的苦痛、経済的損失に対する慰謝料の請求を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
5 (個) 2	労働者	アルバイト	サービス業(他に分類されないもの)	R5. 7. 26 R5. 8. 30	36	1	打切	未払い賃金(残業代)や未消化の有給休暇の買取、過労による慰謝料を求めて申請された。 あっせんで双方の主張や解決金の金額に大きな隔たりがあり、歩み寄る余地がなく打切りとなった。
5 (個) 3	労働者	アルバイト	サービス業(他に分類されないもの)	R5. 8. 16 R5. 10. 20	66	1	打切	未払い賃金(給与)や自動車事故の修理費用の負担を求めて申請された。 あっせんで双方の主張に大きな隔たりがあり、歩み寄る余地がなく打切りとなった。
5 (個) 4	労働者	正社員	運輸業、郵便業	R5. 10. 6 R5. 11. 15	41	0	打切 (あっせん不参加)	解雇の撤回及び謝罪や金銭補償(解雇に応じない場合)を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
5 (個) 5	労働者	正社員	医療、福祉	R5. 10. 12 R5. 11. 30	50	0	打切 (あっせん不参加)	退職勧奨に対する慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。

事件番号	申請者	雇用形態	業種	申請受付日 終結日	所要日数	あっせん回数	終結区分	事件の概要
5 (個) 6	労働者	正社員	サービス業 (他に分類されないもの)	R5. 11. 2 R5. 12. 11	40	1	解決	部署の異動命令に対し、元の部署に戻ることを求めて申請された。 両者の主張や状況を踏まえ、あっせん員が申請者に説諭した結果、申請者が異動を受け入れる意向を示し、双方ともあっせん案に合意し、解決した。
5 (個) 7	使用者	正社員	卸売、小売業	R5. 11. 22 —	—	—	繰越	従業員が主張する労災や未払い賃金及び解決金についてあっせんによる解決を求めて申請された。

※所要日数は、申請書受付日（当日含む）から終結日（当日含む）までの日数。

業種は、産業分類の大区分による。

## 第6章 労働組合の資格審査

### 第1節 労働組合資格審査の概要

労働組合は、不当労働行為救済申立てなど労働組合法に定める手続に参加する場合には、労働組合法が定める労働組合の要件に適合しているかの審査を受ける必要がある（労働組合法第5条）。

#### 取扱件数

区 分		不当労働行為			委員推薦			法人登記			総会決議			計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
取扱件数	前年繰越		1	1											1	1
	新規	1				1	2	1	1					2	2	2
	計	1	1	1		1	2	1	1					2	3	3
終結状況	適合					1	2	1	1					1	2	2
	不適合															
	打切り (手続終了)															
	取下げ															
	計					1	2	1	1					1	2	2
翌年への繰越		1	1	1										1	1	1

※ 区分に関する説明

- 1 「不当労働行為」とは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるもの。
- 2 「委員推薦」とは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるもの。
- 3 「法人登記」とは、労働組合が組合財産の明確化や保護等のため、法人登記をする際に申請されるもの。
- 4 「総会決議」とは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるもので、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）である。

## 第2節 労働組合資格審査状況一覧表

番号	労働組合名	組合員数	申請年月日	申請事由	終結区分	終結年月日
R3（資）1	A労働組合	115人	R3. 9. 10	不当労働行為	係属中	—
R5（資）1	B労働組合	115人	R5. 7. 5	委員推薦	適合	R5. 8. 3
R5（資）2	C労働組合	115人	R5. 10. 3	委員推薦	適合	R5. 10. 18

## 第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示

### 1 取扱件数

令和5年（2023年）中に当委員会で取り扱った、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の範囲の認定・告示の件数は1件である。

年	区分	取扱状況			計	認定状況		告示状況	
		前年繰越	新規申請			認定	翌年繰越	告示	翌年繰越
			地方公営企業等の経営主体	計					
H31(R1)									
R2									
R3			1		1	1		1	
R4			1		1	1		1	
R5			1		1	1			1
計			3		3	3		2	1

### 2 認定告示内容

番号	企業名	組合名	申出日 申出理由	手続 開始日	認定日	告示日 告示番号
R5 (認) 1	熊本市上下水道局	全水道熊本水道労働組合、自治労熊本市上下水道評議会及び熊本市役所第一職員労働組合	R5.7.7 組織改編に伴い上下水道センターを廃止したことにより、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲について変更を行う必要があるため	R5.7.20	R5.12.21	



## 第8章 労働委員会の会議等

### 第1節 会議

労働委員会の会議には、業務運営のための会議として委員全員で行う総会、公益委員のみで行う公益委員会議などがある。

また、これらの会議とは別に労働委員会相互間の業務運営上の連絡調整を図るために開催される全国的、地域的な連絡協議会などがある。

#### 1 総会

総会は、委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか委員会の業務運営全般について協議する。毎月2回定例的に開催されるが、必要がある場合には臨時に開催されることがある。

令和5年（2023年）中は、定例総会を24回開催した。開催状況は次のとおりである。

(◎会長、○会長代理)

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1800	1. 6	◎渡辺 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○講義「個別あっせんにおける労働局の処理の実態、状況等について」 熊本労働局雇用環境・均等室 労働紛争調整官 福島 沙知絵 氏  ○報告事項 1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 2 諸会議報告について（令和4年度九州沖縄地区労使関係セミナー）
1801	1. 19	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1636回公益委員会議について 2 令和4年(2022年)の不当労働行為救済申立審査期間の目標達成状況等の公表 3 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号） 4 労働組合の資格審査に関する事項について（3年(資)第1号）  ○その他 今後の総会及び公益委員会議の日程について
1802	2. 2	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1637回公益委員会議について 2 労働組合の資格審査に関する事項等について（不当労働行為事件に係る労働組合の資格審査の手続き、申立期間徒過を理由として不受理とする手続きについて）

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1803	2. 14	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1638回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年(個)第9号)
1804	3. 7	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 坂本 松内	○報告事項 1 第1639回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 争議行為予告に関する中労委からの連絡について
1805	3. 16	○村田 山村 坂田	山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○付議事項 「熊本県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規則」の一部改正について ○報告事項 1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 3 諸会議報告について（九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」）
1806	4. 6	◎渡辺 ○村田 山村 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 岩永 坂本 松内	○付議事項 あっせん員候補者の委嘱について ○報告事項 1 第1640回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 諸会議報告について（2022年度九プロ労委労協第2回幹事会・命令研究会）
1807	4. 17	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について ○その他 1 労働委員会における個別案件の相談対応状況について 2 労働判例研究会に関するアンケートについて
1808	5. 1	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1641回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 諸会議報告について（九州労働委員会会長会議・事務局長会議）

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
					<p>○その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働委員会における個別労働相談の対応について</li> <li>2 医療機関等へのあっせん制度に関する周知依頼について</li> </ol>
1809	5. 15	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	<p>○報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について</li> </ol> <p>○その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働判例研究会に関するアンケート結果等について</li> <li>2 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例について</li> </ol>
1810	6. 1	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	<p>○報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1642回公益委員会議について</li> <li>2 不当労働行為に関する事項について（3年（不）第1号）</li> <li>3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について</li> <li>4 争議行為予告に関する中労委からの連絡について</li> <li>5 諸会議報告について（2023年度九プロ労委労協総会・研修会、第90回九州労働委員会連絡協議会）</li> </ol> <p>○その他</p> <p>令和5年度労働判例研究会の開催日程（案）等について</p>
1811	6. 13	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 岩永 坂本 松内	<p>○報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について</li> <li>2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について</li> <li>3 諸会議報告について（令和5年度全国労働委員会会長連絡会議・事務局長連絡会議）</li> </ol> <p>○その他</p> <p>熊本県しごと相談・支援センターの相談状況等について</p>
1812	7. 6	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	<p>○報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1643回公益委員会議について</li> <li>2 労働組合の資格審査に関する事項について（5年（資）第1号）</li> <li>3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について</li> </ol> <p>○その他</p> <p>熊本県労働委員会出前講座について</p>

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1813	7.20	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1644回公益委員会議について 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 諸会議報告について（労委労協 命令研究会）
1814	8.3	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1645回公益委員会議について 2 労働組合の資格審査に関する事項について（5年（資）第1号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第1号、第2号）
1815	8.17	◎渡辺 山村	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第1号、第2号、第3号） 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 3 諸会議報告について（2023年度九州ブロック労委労協第1回幹事会）
1816	9.6	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村 小材	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○付議事項 あっせん員候補者の委嘱について ○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第1号、第2号、第3号） 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について ○その他 広報計画について
1817	9.21	◎渡辺 ○村田 紺屋	矢野 山野 田中 木村 小材	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第3号） 2 諸会議報告について（令和5年度公労使委員合同研修、第49回九州地区労働委員会使用者委員研修会） ○その他 1 広報計画について 2 令和5年度労働判例研究会の日程（案）等について

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1818	10.5	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村 小材	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1646回公益委員会議について 2 労働組合の資格審査に関する事項について（5年（資）第2号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第3号） 4 争議行為予告に関する中労委からの連絡について  ○その他 令和6年1月～3月の総会及び公益委員会議の日程について
1819	10.18	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	山野 田中 木村 小材	池田 坂本 松内	○報告事項 1 第1647回公益委員会議について 2 労働組合の資格審査に関する事項について（5年（資）第2号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第4号、第5号） 4 諸会議報告について（労委労協2023年命令研究会）  ○その他 個別労働紛争処理制度周知月間の取組状況等について
1820	11.2	◎渡辺 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 木村 小材	徳村 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第3号、第4号、第5号） 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 労使間トラブルの解決方法相談会の結果について 5 諸会議の報告について（令和5年度九州労働員会公益委員連絡会議）
1821	11.16	◎渡辺 ○村田 山村	矢野 山野 木村	徳村 池田 岩永 坂本	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年（個）第4号、第5号、第6号） 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 諸会議の報告について（第78回全国労働委員会連絡協議会総会）

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1822	12. 7	◎渡辺 山村 坂田	木村 小材 園田	徳村 池田 岩永 坂本 松内	<p>○付議事項 あっせん員候補者の委嘱について</p> <p>○報告事項 1 第1648回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年(個)第5号、第6号、第7号） 4 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 5 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 6 諸会議の報告について（令和5年度公労使委員個別紛争専門研修）</p>
1823	12. 21	◎渡辺 山村 紺屋	矢野 木村 小材 園田	徳村 池田 岩永 坂本 松内	<p>○報告事項 1 第1649回公益委員会議について 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（5年(個)第6号、第7号） 4 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について</p>

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条及び労働委員会規則第9条の規定により次の事項を審議する。

- ① 労働組合の資格に関する事項
- ② 不当労働行為に関する事項
- ③ 労働関係調整法第42条の規定による請求（公益事業の争議行為予告通知違反に関するもの）に関する事項
- ④ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

当委員会では、公益委員会議を毎月2回、定例総会に先立って開催することを原則とし、その他会長の招集に基づき必要に応じて開催することとしている。

令和5年(2023年)は14回開催され、その開催状況は次のとおりである。

(◎会長、○会長代理)

回	開催日	出席委員	主 な 事 項
1636	1. 19	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 1 令和4年(2022年)不当労働行為救済申立審査期間の目標達成状況等の公表について 2 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号)
1637	2. 2	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 労働組合の資格に関する事項について(3年(資)第1号)
1638	2. 14	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号)
1639	3. 7	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	○付議事項 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号)

回	開催日	出席委員	主  な  事  項
1640	3. 30	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	○付議事項 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号）
1641	5. 1	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	○付議事項 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号）
1642	6. 1	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号）
1643	7. 6	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 労働組合の資格に関する事項について（5年(資)第1号）
1644	7. 20	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 地方公営企業等の認定及び告示について（5年(認)第1号）
1645	8. 3	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 労働組合の資格に関する事項について（5年(資)第1号）
1646	10. 5	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 労働組合の資格に関する事項について（5年(資)第2号）



回	開催日	出席委員	主 な 事 項
1647	10. 18	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	○付議事項 労働組合の資格に関する事項について（5年（資）第2号） ○その他 令和6年度九州労働委員会公益委員連絡会議について
1648	12. 7	◎渡辺 山村 坂田	○付議事項 不当労働行為に関する事項について（3年（不）第1号）
1649	12. 21	◎渡辺 山村 紺屋	○付議事項 地方公営企業等の認定及び告示について（5年（認）第1号）

### 3 連絡協議会、連絡会議等

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るために、全国又は各地域別に公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長連絡会議及び事務局長連絡会議が設けられている。このほか、労働問題処理の適正化、円滑化を図るため、委員ごとの会議、各種研修及び事務局職員の会議などが開催されている。

令和5年(2023年)中の開催状況は次のとおりである。

#### (1) 委員関係

##### 【全国会議】

##### ① 全国労働委員会会長連絡会議 [開催地：茨城県]

開催日	議 題 等
6月9日	1 講演 演題 「パワーハラスメント対策について」 講師 千葉大学大学院社会科学研究院 皆川宏之教授 2 議題懇談 議題 「不当労働行為審査(調査)におけるウェブ会議の利用について」

##### ② 第78回全国労働委員会連絡協議会総会 [開催地：東京都]

開催日	議 題 等
11月9日 11月10日	1 議題 議題1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について 議題2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて 議題3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について 2 講演 演題 「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法」 講師 東京大学 荒木尚志教授

##### 【九州ブロック会議】

##### ① 九州地区使用者委員代表者会議 [開催地：長崎県]

開催日	議 題 等
2月16日 2月17日	1 全労委運営委員会の報告 2 令和5年度の九州地区研修会について 3 各県における審査・調整・個別あっせん事件について

② 九州ブロック労委労協幹事会・命令研究会 [開催地：宮崎県]

開催日	議 題 等
3月27日 3月28日	<p>1 幹事会</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 2023年度 九プロ労委労協総会の運営について</p> <p>(2) 2023年度 九プロ労委労協提案方針について</p> <p>(3) 研修会の開催について</p> <p>(4) 各県報告（特徴的事案）及び意見・見解等の相互交流</p> <p>2 命令研究会</p> <p>演題 「宮崎県労委 「令和3年（不）第1号不当労働行為審査事件」について [誠実な団体交渉応諾、支配介入の禁止]」</p> <p>講師 宮崎県労働委員会 山崎真一朗会長</p>

③ 九州労働委員会会長会議 [開催地：沖縄県]

開催日	議 題 等
4月20日	<p>議題1 「解雇を巡る紛争の金銭解決について」</p> <p>議題2 「関係機関及び関係団体との連携について」</p>

④ 九州ブロック労委労協総会・研修会 [開催地：宮崎県]

開催日	議 題 等
5月17日 5月18日	<p>1 総会</p> <p>議事</p> <p>(1) 2022年度活動経過報告</p> <p>(2) 2022年度会計決算報告</p> <p>(3) 2022年度会計決算監査報告</p> <p>(4) 2023年度の取り組み（案）</p> <p>(5) 2023年度予算（案）</p> <p>(6) 2023年度役員体制（案）</p> <p>2 研修会</p> <p>演題 「パワーハラスメントを巡る諸問題と労働者委員に期待するもの」</p> <p>講師 前田裕司弁護士</p>

⑤ 第90回九州労働委員会連絡協議会 [開催地：宮崎県]

開催日	議 題 等
5月18日 5月19日	<p>1 議題</p> <p>議題1「個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について」</p> <p>議題2「あっせん申請件数減少に対する今後の対応について（意見交換）」</p> <p>議題3「事例検討集団あっせん事件（長崎県）」</p> <p>議題4「令和5年度全国労働委員会連絡協議会総会の提案議題について」</p> <p>2 講演</p> <p>演題「最近の不当労働行為事件・調整事件から～誠実交渉義務・誠実交渉命令の問題を中心に～」</p> <p>講師 千葉大学大学院社会科学研究院 皆川宏之教授</p>

⑥ 九州ブロック労委労協幹事会 [開催地：福岡県]

開催日	議 題 等
8月1日 8月2日	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 2023年度全国労委労協第2回幹事会報告</p> <p>(2) 全労委総会議題への対応について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 九ブロ労委労協 2024年5月総会・研修会について</p> <p>(2) 命令研究会（第2回幹事会併催・沖縄県）について</p> <p>3 情報交換</p> <p>(1) 総会（5/17）以降の各県労委の特徴的な動向・課題等について</p>

⑦ 九州労働委員会公益委員連絡会議 [開催地：鹿児島県]

開催日	議 題 等
10月19日	<p>1 議題</p> <p>議題1 団体交渉を拒否できる正当な理由（情報交換）</p> <p>議題2：事務所所在地での実態が不明の労働組合に係る資格審査</p> <p>2 講演</p> <p>演題 「不当労働行為審査の留意点－再審査の実務を踏まえて－」</p> <p>講師 中央労働委員会 岩村正彦会長</p>

【研修会】

① 労委労協命令研究会 [開催地：東京都、WEB]

開催日	議 題 等
7月13日	テーマ 「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」 [中労委令和3年（不再）第35号] 講師 中央労働委員会 中島徹労働者委員

② 公労使委員合同研修（全体研修） [開催地：東京都]

開催日	研 修 内 容
9月7日	1 「労働委員会について —歴史・現状・課題—」 講師 中央労働委員会 岩村正彦会長 2 「労働法の基礎」 講師 中央労働委員会 小西康之公益委員 3 事例検討 調整関係（静岡県労働委員会） 4 事例検討 審査関係（埼玉県労働委員会）

③ 公労使委員各側研修（公益委員） [開催地：東京都]

開催日	研 修 内 容
9月8日	1 審査実務研修（事例研究） チューター 北海道労働委員会 國武英生会長 東京都労働委員会 川田琢之公益委員 2 和解実務研修（事例研究） チューター 東京都労働委員会 三木祥史公益委員 神奈川県労働委員会 小野毅公益委員 3 調整実務研修（判例及び事例研究） 講師 前中央労働委員会 畠山稔会長代理

④ 公労使委員各側研修（労働者委員） [開催地：東京都]

開催日	研 修 内 容
9月8日	講演1 演題 「不当労働行為救済制度について」 講師 徳住堅治弁護士 講演2 演題 「雇用によらない働き方の労働者性」 講師 竹村和也弁護士

⑤ 公労使委員各側研修（使用者委員研修）〔開催地：東京都、WEB〕

開催日	研修内容
9月8日	1 第1講座 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 ひかり協同法律事務所 増田陳彦弁護士 2 第2講座 「フリーランスをめぐる状況と課題」 神戸大学大学院法学研究科 大内伸哉教授 3 第3講座 「中労委 長崎・御手洗・岩本前委員による三者対談－使用者委員としての活動を振り返って－」 中央労働委員会 前使用者委員 長崎文康氏、御手洗尚樹氏、岩本宏氏

⑥ 第49回九州地区労働委員会使用者委員研修会〔開催地：鹿児島県〕

開催日	議題等
9月15日 9月16日	1 講義 演題 「職場とジェンダー」 講師 鹿児島大学法文学部 原田いづみ教授 2 研究討議Ⅰ（審査事件） 3 研究討議Ⅱ（調整事件） 4 研究討議Ⅲ（個別あっせん事件）

⑦ 労委労協命令研究会〔開催地：東京都、WEB〕

開催日	議題等
10月12日	テーマ 「明海大学不当労働行為事件」（中労委令和元年（不再）第37号） 講師 中央労働委員会 竹井京二労働者委員

⑧ 公労使委員個別紛争専門研修 [開催地：東京都]

開催日	研修内容
12月4日 12月5日	<p>1 「裁判例の動向」 講師 早稲田大学法学学術院 竹内寿教授</p> <p>2 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 青森県労働委員会委員、岡山県労働委員会委員、長崎県労働委員会委員</p> <p>3 「労働関係法令の改正等の動向」 講師 京都大学大学院人間・環境学研究科 小畑史子教授</p> <p>4 グループディスカッション テーマ1 発表事例についての意見交換 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換</p>

⑨ 労使関係セミナー [開催地：大分県]

開催日	研修内容
12月15日	<p>1 事例等紹介 テーマ 「個別労働紛争解決制度及び紛争解決事例紹介」 講師 大分労働局雇用環境・均等室 若林慎二労働紛争調整官 テーマ 「統計等から見るハラスメント防止対策」 講師 大分労働局雇用環境・均等室 海老名信彦室長補佐</p> <p>2 講演 演題 「職場のハラスメント対策 ～事例から考えるセクシャルハラスメント対策について～」 講師 成蹊大学法学部法律学科 原昌登教授</p>

(2) 事務局関係

【全国会議】

① 全国労働委員会事務局長連絡会議 [開催地：茨城県]

開催日	議 題 等
6月8日	1 議事 (1) 審査概況等について (2) 調整事件等の概況について 2 議題懇談 「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」

② 全国労働委員会審査・調整主管課長会議 [開催地：東京都]

開催日	議 題 等
10月30日 10月31日	◆審査主管課長会議 1 議題検討 議題1 履行確認（労委規則45条2項）について 議題2 研修制度について 議題3 労働委員会事務局における人材確保・育成について 2 報告事項 救済命令取消訴訟における指定代理人制度について ◆調整主管課長会議 1 調整業務の運営について 中央労働委員会事務局調整第一課長 2 都道府県労働委員会からの事例報告 山梨県労働委員会、福井県労働委員会



【九州ブロック会議】

① 調査研究会議（調整・審査部門）

〔開催地：大分県〕

開催日	議 題 等
1月26日	1 議題検討
1月27日	(1) 調整・審査事件対応のノウハウ継承について（調整・審査） (2) 密接な関係にある複数の企業における不当労働行為の成否について（審査） (3) 不当労働行為救済申立てにおける申立期間を徒過した申立事項を却下する場合の審査の進め方について（審査） (4) 個別あっせん事件に係る申請書の記載内容に対するアドバイスについて（調整） (5) 団交拒否に係る不当労働行為救済申立ての調査中に、新たな団交拒否があったとして救済申立てがあった場合の被申立人への助言の可否について（審査） (6) 不当労働行為事件における命令の履行に関し、未履行であった場合の対応について（審査） (7) 地方公共団体等を相手方とした調整事件及び個別あっせん事件の対応について（調整） (8) 不当労働行為救済申立て事件における、求釈明の実施時期について（審査） (9) 地公労法第5条第2項の認定申出と同条第3項の通知について（情報交換） (10) 個別あっせん事件に係る実情調査（聴き取り調査）について（調整・情報交換） (11) Web あっせんの実施における問題点について（調整・情報交換）
	2 講演 演題 「近時の判例に見る不当労働行為の成否基準の動き」 講師 九州大学 野田進名誉教授

② 九州労働委員会事務局長会議

〔開催地：沖縄県〕

開催日	議 題 等
4月20日	1 令和4年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について 2 令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について 3 あっせん会場への当事者のパソコン等の持ち込みについて（情報交換） 4 他の委員の臨席の手続きについて（情報交換）

③ 九州労働委員会事務局課長会議 [開催地：佐賀県]

開催日	議 題 等
8月31日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について</li> <li>2 九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて（協議）</li> <li>3 令和6年度九州労働委員会会長・局長会議に係る情報交換会負担金について（協議・情報交換）</li> <li>4 会長会議等委員が出席する議題の回答の事前配布について</li> <li>5 当初予算策定における予算要求枠の有無等について</li> <li>6 あっせん日時の設定について</li> <li>7 労働委員会の委員研修について</li> <li>8 広報活動（労働問題セミナー、出前講座等）について</li> <li>9 労働争議が発生した場合の実情調査について</li> <li>10 令和6年度調査研究会議の研修内容等について</li> </ol>

## 第2節 労働判例研究会

主要な労働判例の研究を通して労働関係紛争処理能力の向上を図る目的で、平成22年（2010年）2月から、委員、事務局職員を対象に労働判例研究会を開催している。

令和5年（2023年）は8回開催し、その開催状況は次のとおりである。

回数	開催日	研究テーマ
119	1月26日	講演「労働組合法上の『労働者』性」 熊本大学大学院人文社会科学部 教授 中内 哲 氏
120	2月20日	高齢者介護施設における従業員監視カメラ設置、精神的苦痛に対する慰謝料支払い等について（R3年（個）第4号あっせん） ・東起業事件（東京地判：H24. 5. 31 労判 1056号 19頁）
121	7月27日	講義「いまどきの労働者の願い」 公益委員 紺屋 博昭
122	8月24日	解雇の有効性等について（R4年（個）第9号あっせん） ・K社事件（東京地判：H17. 2. 18 労判 892号 80頁） ・日本ヒューレット・パカード事件 （最二小判：H24. 4. 27 労判 1055号 5頁） （東京高判：H23. 1. 26 労判 1025号 5頁） （東京地判：H22. 6. 11 労判 1025号 14頁）
123	9月28日	講義「残業させても割増賃金計算で会社が損しない魔法の計算式」 公益委員 紺屋 博昭
124	10月26日	講義「地方の個別労働関係紛争とあっせん技術の探求」 公益委員 紺屋 博昭
125	11月30日	講演「裁判所における個別労働紛争解決手続について － 労働審判手続の概要を中心に －」 熊本地方裁判所 裁判官 塚田 久美子 氏
126	12月14日	労働組合活動報告「団体交渉の実態等」 労働者委員 矢野 良輔 労働者委員 山野雄一郎 労働者委員 木村 光伸 労働者委員 小材 和博

### 第3節 個別労働関係紛争処理制度の周知

労働委員会では、個別労働関係紛争のあっせん制度の認知度を高めるため、周知月間である10月を中心に、様々な取り組みを行っている。令和5年（2023年）の主な取り組みは次のとおりである。

#### 1 関係機関へのチラシ・リーフレットの窓口配置依頼

労働局、労働基準監督署、ハローワーク、地方裁判所、県関係機関、市町村、関係団体、教育機関、医療機関（精神科・心療内科）及び企業に対し、個別あっせん制度の概要を記載したチラシ及び労働委員会の業務内容を記載したリーフレットの窓口配置を依頼した。

依頼先：343箇所（うち訪問による依頼先 9箇所）

〔訪問先〕

- 熊本労働局雇用環境・均等室
- 熊本労働基準監督署
- ハローワーク熊本
- 熊本簡易裁判所
- 熊本弁護士会
- 熊本県社会保険労務士会
- 法テラス熊本
- 熊本県しごと相談・支援センター
- 熊本市雇用対策課

#### ～個別労働関係紛争処理制度（チラシ）～



#### 2 市町村及び関係団体への広報依頼

市町村広報誌や団体機関誌等へのあっせん制度紹介記事掲載を依頼した。また、市町村ホームページから労委ホームページへのリンクを依頼した。

#### 3 委員による相談会の実施

個別労働関係紛争処理制度の認知度を高めるとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、労働委員

会委員による相談会を次のとおり実施した。

日 時：令和5年(2023年)10月28日(土)  
午後1時30分～午後4時30分  
場 所：くまもと県民交流館パレア  
件 数：4件

**労使間トラブルの解決相談会**  
～労働委員会委員が相談に応じます～

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更その他、労働者と事業主との間に起こったトラブルについて、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

この「あっせん」制度を広く知っていただくとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的として、**県労働委員会委員(大学教授、弁護士、労働組合役員、会社経営者等)**による相談会を以下のとおり行います。

労使間のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

**無料** **秘密厳守**

**<労使間トラブルの解決相談会>**

- ◆ 日 時 令和5年10月28日(土)  
午後1時30分～午後4時30分  
※受付は午後4時までとなります。
- ◆ 場 所 くまもと県民交流館パレア 9階 会議室5
- ◆ 申込方法 事前予約不要(予約優先)
- ◆ 相談料 無料

※相談時間は、1人30分を目安とします。また、相談は1人1回限りとさせていただきます。  
※相談内容に関係する資料(労働契約書等)があれば、ご持参ください。

**<お問い合わせ・予約先>**  
熊本県労働委員会事務局  
熊本県中央区水前寺 6-15-1 (県庁本館3階)  
TEL 096-333-2752  
受付時間/9:30～12:00、13:00～17:15

#### 4 ホームページ・SNSによる情報発信

熊本県ホームページ及び熊本県労働委員会事務局公式X(旧Twitter)により、個別あっせん制度や委員による相談会等について情報発信を行った。

#### 5 ラジオ・フリーペーパーによる周知広報

次のとおり「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に、ラジオ、フリーペーパーにより、個別あっせん制度、委員による相談会について周知を行った。

##### (1) ラジオ

- ①令和5年(2023年)10月11日(水) RKK「ふれあいくまもと」
- ②令和5年(2023年)10月11日(水) FMK「県庁ダイアリー」
- ③令和5年(2023年)10月21日(土) RKK「土曜だ!!江越だ!?!」

##### (2) フリーペーパー

リビング熊本(令和5年10月21日号)

#### 6 パレアロビー展への出展

令和5年(2023年)10月2日(月)から10月16日(月)まで、くまもと県民交流館パレアのロビー展で、個別あっせん制度や委員による相談会を周知するための展示(ポスター、パネル、チラシ、リーフレット等)を行った。

#### 第4節 委員による出前講座

労使間紛争の未然防止に寄与するとともに、労働委員会の認知向上を図るため、専門知識を有する労働委員会委員を講師とし、労働法令の基本事項や制度の説明及び労使間トラブルの対応等を紹介する出前講座を開講した。

令和5年（2023年）は次のとおり開催した。

No	開催日	受講団体	講師	講座テーマ
1	10月20日	熊本YMCA学院	公益委員 渡辺会長 労働者委員 山野委員 使用者委員 徳村委員	「働くこと」と「労働法」 ～就職する上での注意点～
2	11月24日	熊本大学法学部	公益委員 村田委員 労働者委員 木村委員 使用者委員 坂本委員	「働くこと」と「労働法」 ～就職する上での注意点～

# 資 料

# 1 年別不当労働行為事件取扱件数（昭和21年～）

内容 年	係属状況			終結状況										合計	次年繰越	
	前年より繰越	新規申立	合計	移送	取下・和解				命令・決定							
					取下	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計			
S21		2	2							裁定1			1	2	2	
22		2	2							解決1			1	2	2	
23		8	8		1					1 解決3			3	6	7	1
24	1	4	5		1				1	決定1		2	1	4	5	
25		4	4		3				3			1		1	4	
26		3	3			1			1			1	1	2	3	
27																
28		4	4				1		1	1				1	2	2
29	2	8	10		3	1	3		7						7	3
30	3	9	12		3	4	3		10						10	2
31	2	4	6		2	1	2		5						5	1
32	1	9	10			3	6		9						9	1
33	1	11	12		3		9		12						12	
34		6	6				2		2	1				1	3	3
35	3	11	14		2	7	5		14						14	
36		16	16			5	2		7						7	9
37	9	17	26		2	7	4		13		1	3	1	5	18	8
38	8	12	20		6	1	3		10	2				2	12	8
39	8	12	20		4	1	1		6	3	2	2		7	13	7
40	7	20	27		1	4	5		10		1			1	11	16
41	16	18	34		3	1	4		8		3			3	11	23
42	23	12	35			2	20		22			1		1	23	12
43	12	8	20			1	4		5		1			1	6	14
44	14	11	25			1	12		13						13	12
45	12	14	26		1		5		6				1	1	7	19
46	19	11	30			2	6		8		3	1		4	12	18
47	18	4	22				4		4	1	1	1		3	7	15
48	15	5	20				6		6		2			2	8	12
49	12	17	29		1	7	8		16						16	13
50	13	8	21			1	10		11						11	10
51	10	14	24		4		3		7						7	17
52	17	6	23		1		11		12						12	11
53	11	10	21		2		4		6		2			2	8	13
54	13	6	19		1	4	5		10						10	9
55	9	11	20		1	1	8		10		1			1	11	9
56	9	16	25				2		2						2	23
57	23	9	32		3	3	5		11	1				1	12	20
58	20	1	21			4	6		10			1		1	11	10
59	10		10				2		2		1			1	3	7
60	7	6	13			1	1		2						2	11
61	11	3	14		2		2		4		4			4	8	6
62	6	2	8			1	4		5						5	3
63	3	1	4				1		1			1		1	2	2
H1	2	2	4		1		1		2		1			1	3	1
2	1	1	2													2
3	2	4	6		2		1		3						3	3
4	3	1	4		1		3		4						4	
5																
6		4	4		1				1						1	3



内容 年	係属状況			終結状況										合計	次年繰越	
	前年より繰越	新規申立	合計	移送	取下・和解				命令・決定							
					取下	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計			
7	3		3				3	3							3	
8																
9																
10		2	2													2
11	2	3	5				2	2							2	3
12	3	3	6				3	3							3	3
13	3	1	4				2	2	1				1		3	1
14	1	1	2				1	1							1	1
15	1	1	2				2	2							2	
16																
17		2	2													2
18	2		2		2			2							2	
19		1	1				1	1							1	
20		2	2													2
21	2		2		1			1							1	1
22	1	2	3				1	1							1	2
23	2	1	3		1		1	2		1			1		3	
24		1	1													1
25	1	1	2				1	1							1	1
26	1		1							1			1		1	
27		2	2		1			1							1	1
28	1		1						1				1		1	
29		1	1													1
30	1	1	2				2	2							2	
R1		2	2				1	1							1	1
2	1		1				1	1							1	
3		1	1													1
4	1		1													1
5	1		1													1
合計	383	395	778		60	64	205	329	17	25	14	9	65	394	384	
年平均	6.0	5.6	10.0	0.0	1.0	1.0	3.2	4.3	0.3	0.4	0.2	0.1	0.9	5.2	4.9	
構成比	49.2	50.8	100	0.0	7.7	8.2	26.3	42.3	2.2	3.2	1.8	1.2	8.4	50.6	49.4	

## 2 年別調整事件取扱件数

区分 年	取扱総件数			あっせん										件数			
	繰越	新規	計	件数			取扱結果					繰越	繰越	新規	計		
				繰越	新規	計	規65	取下	解決	打ち切	繰越						
S21		2	2		2	2		1				1					
22	1	19	20	1	4	5		1	4						15	15	
23	7	20	27		11	11		2	7	1	1	7	8	15			
24	2	5	7	1	5	6		4	1	1		1		1			
25		14	14		11	11		2	8	1				3	3		
26		7	7		6	6		2	4					1	1		
27		12	12		12	12			12								
28		9	9		9	9			8		1						
29	1	15	16	1	15	16		3	8	2	3						
30	3	9	12	3	9	12		1	10	1							
31		25	25		24	24	1	6	14	2	1			1	1		
32	1	46	47	1	46	47		10	30	5	2						
33	2	27	29	2	27	29		9	17	2	1						
34	1	42	43	1	42	43		4	24	14	1						
35	1	23	24	1	23	24		6	13	4	1						
36	1	24	25	1	21	22		1	16	3	2			1	1		
37	2	25	27	2	25	27		1	21	4	1						
38	1	38	39	1	37	38		5	16	15	2			1	1		
39	2	52	54	2	50	52		5	41	6				1	1		
40		74	74		69	69		19	17	30	3			5	5		
41	3	46	49	3	38	41		2	18	13	8			8	8		
42	10	46	56	8	46	54		12	22	20		2					
43		45	45		45	45	1	4	19	20	1						
44	1	59	60	1	59	60		4	39	15	2						
45	2	43	45	2	43	45		3	25	15	2						
46	2	56	58	2	56	58		6	26	24	2						
47	2	55	57	2	55	57		12	24	16	5						
48	5	45	50	5	45	50		2	24	23	1						
49	1	54	55	1	54	55		4	25	24	2						
50	2	91	93	2	91	93		6	43	43	1						
51	1	45	46	1	45	46		5	20	14	7						
52	7	98	105	7	98	105		5	87	12	1						
53	1	38	39	1	38	39		2	27	8	2						
54	2	21	23	2	21	23		1	13	8	1						
55	1	56	57	1	56	57		3	46	6	2						
56	2	25	27	2	25	27		4	15	4	4						
57	4	27	31	4	27	31		4	10	15	2						
58	2	13	15	2	13	15		2	12	1							
59		8	8		8	8		2	6								
60		14	14		14	14		1	6	6	1						
61	1	17	18	1	17	18		4	10	4							
62		17	17		17	17		3	10	1	3						
63	3	6	9	3	6	9		2	7								
H1		7	7		7	7		4	1	2							
2		10	10		10	10		3	4	3							
3		13	13		13	13		3	7	3							
4		2	2		2	2			2								
5		7	7		7	7		1	1	1	4						
6	4	4	8	4	4	8		2	5	1							



区分 年	取扱総件数			あっせん										件数			
	繰 越	新 規	計	件数			取扱結果					繰 越	新 規	計			
				繰 越	新 規	計	規 65	取 下	解 決	打 切	繰 越						
7		3	3		3	3			2	1							
8		4	4		4	4						4					
9	4	7	11	4	7	11		1	6			4					
10	4	7	11	4	7	11		1	6	1	3						
11	3	8	11	3	8	11		3	5	3							
12		2	2		2	2		1				1					
13	1	4	5	1	4	5			3	2							
14		5	5		5	5			3	1	1						
15	1	3	4	1	3	4			1	2	1						
16	1	4	5	1	4	5			2	3							
17		5	5		5	5		1	1	2	1						
18	1	3	4	1	3	4			4								
19		4	4		4	4			3			1					
20	1	6	7	1	6	7			4	3							
21		10	10		10	10			4	3	3						
22	3	8	11	3	8	11			5	5	1						
23	1	1	2	1	1	2		1	1								
24		2	2		2	2			1	1							
25		2	2		2	2			2								
26																	
27		3	3		3	3			2			1					
28	1	2	3	1	2	3			1	2							
29		2	2		2	2				2							
30		3	3		3	3			2			1					
R1	1	1	2	1	1	2			1			1					
2	1	1	2	1	1	2		1				1					
3	1		1	1		1			1								
4																	
5																	
計	105	1,556	1,661	95	1,508	1,603	2	197	885	424	95	10	44	54			





### 3 年別個別労働関係紛争のあっせん取扱件数

年	区分	件 数			取扱結果					
		繰越	新規	計	解決	打切	取下	不開始	計	繰越
	H15	-	5	5	5				5	
	16		4	4	2	2			4	
	17		6	6	4	1	1		6	
	18		7	7	6	1			7	
	19		12	12	6	6			12	
	20		12	12	4	4	1		9	3
	21	3	31	34	22	12			34	
	22		18	18	8	9			17	1
	23	1	26	27	15	4	3		22	5
	24	5	22	27	10	15			25	2
	25	2	12	14	5	9			14	
	26		12	12	5	7			12	
	27		14	14	5	9			14	
	28		8	8	4	4			8	
	29		10	10	5	3	1		9	1
	30	1	10	11	4	5	1		10	1
	R1	1	5	6	1	2	1		4	2
	2	2	5	7	3	4			7	
	3		4	4	1	3			4	
	4		9	9		8			8	1
	5	1	7	8	2	5			7	1
	計	16	239	255	117	113	8		238	17

#### 4 年別労働組合資格審査処理件数

事由 年(年度)	不当労働行為						委員推薦							
	取扱件数	最終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数	取扱件数	最終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数
S24年度								98	98	98				
25年度	1	1	1					87	87	86	1			
26年度														
27年度	1	1	1					110	110	107	3			
28年度	2	2						78	78					
29年度	7	7						80	80					
S30	5	5	5					79	79	79				
31	2	2	2					83	83	83				
32	5	5	5					93	93	91		2		
33	6	6	6					92	92	79		13		
34	4	3	1		2		1	82	82	68		14		
35	6	6			6			97	97	87		10		
36	5	2			2		3	84	84	73		11		
37	9						9	68						68
38	19	11	2		7	2	8	71	68			68		3
39	17	11	7		2	2	6	83	83	15		68		
40	20	8	1		7		12	13	13	13				
41	31	8	4		4		23	14	14	14				
42	32	21	2		19		11	8	8	6		2		
43	19	6	1		5		13	20	20	19			1	
44	28	18			13	5	10							
45	25	7			7		18	17	17	11		6		
46	27	12	4		8		15	3	3	3				
47	19	7	3		3	1	12	13	13	5		3	5	
48	17	6	2		4		11							
49	27	16			16		11	15	15	14		1		
50	21	9			9		12							
51	26	7			7		19	27	27	24		3		
52	27	12			12		15							
53	26	8	2		4	2	18	20	20	15		5		
54	26	11			11		15							
55	25	12	1		8	3	13	22	22	17		5		
56	30	3			3		27							
57	36	12	1		11		24	23	23	19		4		
58	25	15	1		14		10							
59	10	3	1		2		7	9	9	5		4		
60	13	2			2		11							
61	14	8	4		4		6	5	5	5				
62	7	5			5		2							
63	8	3	1		2		5	5	5	5				
H1	7	6	4		2		1							
2	2						2	7	7	6	1			
3	4	3			3		1							
4	2	2			2			6	6	6				
5														
6	6	2			2		4	6	6	6				
7	4	4			4									
8								7	7	6				1



法人登記						総会決議・調整外						計								
取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数	取扱件数						
	終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数
16	16	15	1				8	8	8					122	122	121	1	0	0	0
4	4	4					10	10	10					102	102	101	1	0	0	0
2	2	2					1	1	1					3	3	3	0	0	0	0
6	6	6					5	5	5					122	122	119	3	0	0	0
4	4													84	84	0	0	0	0	0
11	11													98	98	0	0	0	0	0
19	19	18			1									103	103	102	0	0	1	0
10	10	9			1									95	95	94	0	0	1	0
33	33	31			2									131	131	127	0	2	2	0
16	15	14		1		1								114	113	99	0	14	0	1
4	4	3			1									90	89	72	0	16	1	1
7	6	6				1								110	109	93	0	16	0	1
12	12	12												101	98	85	0	13	0	3
1						1								78	0	0	0	0	0	78
2	1				1	1								92	80	2	0	75	3	12
5	5	5												105	99	27	0	70	2	6
4	4	2			2									37	25	16	0	7	2	12
7	6	6				1								52	28	24	0	4	0	24
3	2	1			1	1								43	31	9	0	21	1	12
2	1	1				1								41	27	21	0	5	1	14
5	4	4				1								33	22	4	0	13	5	11
5	4	3			1	1								47	28	14	0	13	1	19
10	10	9			1									40	25	16	0	8	1	15
2	2	1			1									34	22	9	0	6	7	12
5	2	1			1	3								22	8	3	0	4	1	14
4	3	3				1								46	34	17	0	17	0	12
3	1				1	2								24	10	0	0	9	1	14
2	2	2												55	36	26	0	10	0	19
2	1	1				1								29	13	1	0	12	0	16
5	5	4			1									51	33	21	0	9	3	18
1	1	1												27	12	1	0	11	0	15
1	1	1												48	35	19	0	13	3	13
5	3	3				2								35	6	3	0	3	0	29
2	1	1				1								61	36	21	0	15	0	25
1						1								26	15	1	0	14	0	11
3	3	1			2									22	15	7	0	6	2	7
														13	2	0	0	2	0	11
1	1	1												20	14	10	0	4	0	6
1	1	1					1	1	1					9	7	2	0	5	0	2
1	1	1												14	9	7	0	2	0	5
														7	6	4	0	2	0	1
1	1				1									10	8	6	1	0	1	2
							1	1	1					5	4	1	0	3	0	1
2	2	1			1									10	10	7	0	2	1	0
1	1	1												1	1	1	0	0	0	0
														12	8	6	0	2	0	4
														4	4	0	0	4	0	0
														7	7	6	0	0	1	0

事由 年(年度)	不当労働行為							委員推薦						
	取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数
		終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下	
9														
10	3						3	9	6	6				3
11	6	3			3		3	4	4	4				
12	7	4			4		3	6	6	6				
13	5	4	1		3		1							
14	2	1			1		1	8	8	8				
15	2	2			2			2	2	2				
16								7	7	6	1			
17	1						1							
18	1	1			1			7	7	7				
19	1	1				1		3	3	2			1	
20	2						2	6	6	6				
21	2	2	1			1								
22	1	1	1					6	6	5			1	
23	2	2				2								
24	1						1	2	2	2				
25	2	2	1			1								
26								2	2	1			1	
27	2	1				1	1							
28	1	1	1					1	1	1				
29	1						1							
30	2	2				2		1	1	1				
R1	2	1				1	1							
2	1	1				1		1	1	1				
3	1						1							
4	1						1	1	1	1				
5	1						1	2	2	2				
計	703	327	67	0	226	25	376	1,593	1,519	1,126	6	219	10	74

法人登記							総会決議・調整外					計							
取扱件数					繰越件数	取扱件数					繰越件数	取扱件数					繰越件数		
	終結件数	適合	不適合	打切			取下	終結件数	適合	不適合			打切	取下	終結件数	適合		不適合	打切
												0	0	0	0	0	0	0	
												12	6	6	0	0	0	6	
												10	7	4	0	3	0	3	
												13	10	6	0	4	0	3	
												5	4	1	0	3	0	1	
												10	9	8	0	1	0	1	
2	2	2										6	6	4	0	2	0	0	
												7	7	6	1	0	0	0	
1	1	1										2	1	1	0	0	0	1	
												8	8	7	0	1	0	0	
1	1				1							5	5	2	0	0	3	0	
												8	6	6	0	0	0	2	
												2	2	1	0	0	1	0	
												7	7	6	0	0	1	0	
												2	2	0	0	0	2	0	
												3	2	2	0	0	0	1	
												2	2	1	0	0	1	0	
												2	2	1	0	0	1	0	
1	1	1										3	2	1	0	0	1	1	
												2	2	2	0	0	0	0	
												1	0	0	0	0	0	1	
												3	3	1	0	0	2	0	
												2	1	0	0	0	1	1	
												2	2	1	0	0	1	0	
1	1	1										2	1	1	0	0	0	1	
1	1	1										3	2	2	0	0	0	1	
												3	2	2	0	0	0	1	
238	218	181	1	1	20	20	26	26	26	0	0	0	2,560	2,090	1,400	7	446	55	470



令和6年(2024年)3月発行

**熊本県労働委員会年報**

令和5年版(2023年版)

編集兼 熊本県労働委員会事務局

発行者 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096(333)2752・2753

e-mail：rodoi@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/150/>





発行者 : 熊本県  
所 属 : 労働委員会事務局  
発行年度 : 令和 5 年度 (2023 年度)